

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金				補助金番号	C1-21	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金交付要綱						
交付の目的	市が実施するグループホーム世話人養成研修を修了した者及びグループホームにおいて世話人として就労した者に対して交付することにより、世話人の人材の確保及び定着を図ることを目的とする。						
補助対象経費	市が実施するグループホーム世話人養成研修を修了した者、研修修了後8月以内に無料職業紹介所を通じて世話人として就労を開始し、一定期間継続して働いた者に対して補助金を支給する。						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	グループホーム世話人養成研修修了者						
開始年度	令和3 年度	終期年度	年度		サンセット期日	令和9 年度末	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	R3	R4	R5	R6
予算額	210	610	1,400	1,400
決算額	7	6	188	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	7	6	188	
(件)				
交付実績	7	6	14	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	世話人の担い手が増えることによりグループホームを利用出来る障害者が増え、障害者の地域移行を促進することになるため、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「障害者が安心できるまちづくり」の達成他のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安心して地域で生活できる場としてグループホームを必要とする障害者が多数いることから、高いニーズが見込まれる。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	世話人として就職後の半年後および1年後に補助金交付の機会を設けていることから、世話人として職場定着の効果を確認することが出来る。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	所定の研修を修了、またはグループホームに一定期間就労した実績により個人に支払うもので、委託や直接執行等の概念はないことから、補助金交付がより適切な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する個人を補助金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助を行っていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助制度があることをホームページで公表している。また、当該研修時に研修受講者に対して補助制度の説明を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	指定障害福祉サービス事業所のグループホームの運営等に限定した補助金交付で、世話人に限定した制度は他にない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	枚方市グループホーム世話人養成研修は、例年8～9月頃及び2～3月頃に修了となるスケジュールで2回実施している。現行の要綱では、“研修を修了した日の翌日から起算して6月以内に就労を開始した者”を対象としており、例えば9月に研修を修了した場合、3月に就労を開始していなければならないが、一般的に4月に就労開始となることが多い。研修修了から就労開始までの期間を緩和することで、補助対象者の範囲を狭めることなく、世話人の人材確保を図ることができると思う。 改正前：研修を修了した日の翌日から起算して6月以内に就労を開始した者を対象 改正後：研修を修了した日の翌日から起算して8月以内に就労を開始した者を対象
対応完了・廃止予定時期	令和6年9月